

電気通信大学研究設備センターにおける外部からの依頼測定等の実施に関する規程

平成24年12月18日

改正

平成26年 2月26日

平成30年 3月30日

平成31年 3月18日

平成31年 3月28日

令和 2年12月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）が民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）からの依頼に基づき、電気通信大学研究設備センター（以下「センター」という。）において行う依頼測定及び機器使用（以下「依頼測定等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機器等 センターが管理する大型分析・計測機器
- (2) 依頼測定 民間機関等からの依頼に基づき、本学担当者が実施する測定及び検査
- (3) 機器使用 民間機関等からの依頼に基づき、本学担当者の指導・立会いの下に行われる民間機関等の技術者・研究者等による機器等の使用

(目的)

第3条 依頼測定等は、機器等を積極的に活用することにより、産学連携を推進することを目的とする。

(受入条件)

第4条 依頼測定等の受入れの条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民間機関等からの依頼者（以下「依頼者」という。）は、第8条に定める料金を前納すること。ただし、研究設備センター長（以下「センター長」という。）が特別の事由があると認めた場合には後納とすることができる。
- (2) 依頼者からの申出により依頼測定等を中止した場合においても料金は返還しないこと。ただし、センター長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することがある。
- (3) 次に掲げる場合には、依頼者の受ける損害に対して本学はその責任を負わないこと。
 - ア やむを得ない事由によって依頼測定等を中止したため損害が生じたとき。
 - イ 依頼測定等を行うために提出された試料等（以下「試料等」という。）に損害が生じたとき。
- (4) 依頼測定等を実施する上でセンター長が必要と認めたときは、依頼者は、試料等の

再提出を行うこと。

(5) 試料等の搬入及び搬出は、すべて依頼者が行うこと。

(6) 依頼者は、依頼測定の実施に立会うこと。

(7) 別表第1に掲げる試料等については、本学は、受入れを行わないこと。

(申込み)

第5条 依頼測定 of 申し込みは、電気通信大学研究設備センター測定及び検査等依頼書(別記様式1)により行うものとする。

2 機器使用 of 申込みは、電気通信大学研究設備センター機器使用申請書(別記様式2)により行うものとし、同申請書の確認事項に同意の上、機器使用を行うものとする。

(受入れ)

第6条 依頼測定等は、センター長が教育研究を実施する上で支障がないと認めた場合に受入れるものとする。

2 前条 of 申込みがあったときは、センター長は、受入れ of 可否を依頼者へ通知するものとする。

(秘密保持等)

第7条 センター及び依頼者は、依頼測定等 of 実施で知り得た相手方 of 秘密及び知的財産等を相手方 of 書面による同意なく公開してはならない。

2 測定で得られたデータを依頼者が公表する場合、本学 of 名称(以下「大学名」という。)を使用することはできない。本学を特定できる表現も同様とする。ただし、センター長が大学名 of 使用を許可した場合は、この限りでない。

(料金)

第8条 依頼測定 of 料金は別表第2、機器使用 of 料金は別表第3のとおりとする。

2 依頼測定等 of 料金は、本学 of 発行する請求書により本学 of 定める納付期限までに支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 依頼者は、試料等 of 依頼測定等を実施することによってセンター of 職員又は機器等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第10条 依頼測定等に関する受入れその他総括事務は、学術国際部研究推進課が、経理に関する事務は総務部財務課及び経理調達課が行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、依頼測定等 of 取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年12月18日から施行する。

2 電気通信大学研究設備センターにおける外部からの依頼測定等 of 実施に関する取扱要項は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第4条関係）

受入れをしない試料等

機 器 名	受入れをしない試料等
超伝導フーリエ変換核磁気共鳴装置 高速応答 FT-IR 顕微レーザーラマン分光計 DSC粉末X線同時測定装置 最先端三次元形状測定・評価システム 電子スピン共鳴装置	アスベスト及びアスベストに関連した試料 放射性物質を含んだ試料 発ガン性が確認されている物質 毒性の強い物質 常温で不安定な物質 バイオハザードの恐れがある試料 非常に高価な試料 その他取扱いに特に注意が必要となる物質
X線光電子分光装置 電子線元素状態分析装置	アスベスト及びアスベストに関連した試料 放射性物質を含んだ試料 発ガン性が確認されている物質 毒性の強い物質 常温で不安定な物質 バイオハザードの恐れがある試料 非常に高価な試料 揮発成分を含む試料 昇華性の高い試料 液体および粉末試料 その他取扱いに特に注意が必要となる物質
熱分析装置	アスベスト及びアスベストに関連した試料 放射性物質を含んだ試料 発ガン性が確認されている物質 毒性の強い物質 常温で不安定な物質 バイオハザードの恐れがある試料 非常に高価な試料 加熱時に爆発性のある物質 その他取扱いに特に注意が必要となる物質
高磁場多目的物性測定システム 超伝導量子干渉型磁束計	アスベスト及びアスベストに関連した試料 放射性物質を含んだ試料 発ガン性が確認されている物質 毒性の強い物質 常温で不安定な物質 バイオハザードの恐れがある試料 非常に高価な試料 揮発成分を含む試料 昇華性の高い試料

	その他取扱いに特に注意が必要となる物質
E S I-T O F 型質量分析計	アスベスト及びアスベストに関連した試料 放射性物質を含んだ試料 発ガン性が確認されている物質 毒性の強い物質 バイオハザードの恐れがある試料 非常に高価な試料 その他取扱いに特に注意が必要となる物質

別表第 2 (第 8 条関係)

依頼測定の基本料金

機 器 名	数量等	料金 (円)	備 考
超伝導フーリエ変換核磁気共鳴装置	1 検体	20,000	
X線光電子分光装置	1 検体	20,000	深さ分析、測定結果の解析については料金を含め要相談
D S C 粉末 X 線同時測定装置	1 検体	20,000	一般的な粉末 X 線回折データの測定。(温度変化測定、データベースを用いた定性分析、構造解析については、料金を含め要相談。)
熱分析装置	1 検体	20,000	D S C 測定で液体窒素を使用しない場合は、1 検体 15,000 円
高磁場多目的物性測定システム	1 検体	20,000	解析については別途相談を受け付ける。
超伝導量子干渉型磁束計	1 検体	20,000	解析については別途相談を受け付ける。

上記金額には、消費税及び地方消費税を含まない。

(注) 前処理が必要な場合については、別途相談の上、確定する。

別表第3（第7条関係）

機器使用の基本料金

機 器 名	時間等	料金(円)	備 考
高速応答 FT-IR	1 時間 ごと	2,500	初めての使用の場合は、 機器使用の時間の料金に 加えて、講習時間2時間 の料金を請求する。
顕微レーザーラマン分光計	1 時間 ごと	2,500	初めての使用の場合は、 機器使用の時間の料金に 加えて、講習時間2時間 の料金を請求する。
E S I-T O F 型質量分析計	1 時間 ごと	2,500	初めての使用の場合は、 機器使用の時間の料金に 加えて、講習時間2時間 の料金を請求する。
最先端三次元形状測定・評価システム	1 時間 ごと	2,500	初めての使用の場合は、 機器使用の時間の料金に 加えて、講習時間8時間 の料金を請求する。
電子スピン共鳴装置	1 時間 ごと	2,500	初めての使用の場合は、 機器使用の時間の料金に 加えて、講習時間2時間 の料金を請求する。
電子線元素状態分析装置	1 時間 ごと	2,500	初めての使用の場合は、 機器使用の時間の料金に 加えて、講習時間2時間 の料金を請求する。

上記金額には、消費税及び地方消費税を含まない。